

きらめき

発行
東北情報インフラユニオン
仙台市若林区新寺一丁目2番7号
TEL:022-297-5196
FAX:022-297-5198
発行責任者:村上 良智
編集責任者:齊藤 慎也

第74回 全国労働衛生週間(10/1~10/7) 「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」

全国労働衛生週間ポスター(見本)



厚生労働省ならびに中央労働災害防止協会は「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」をスローガンに、令和5年10月1日~10月7日までの期間において「全国労働衛生週間」を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしております。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっております。

また、中高年齢の女性を中心に転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率となっており、人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境作りを推進していくためにも、

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していくことが必要となってきます。

インフラ東北としても、対応各社と労使連携し、本週間において下表記載の実施事項に取り組むこととしています。また、メンタルヘルスケアの重要性について呼びかけるとともに、過重労働による健康障害の防止およびワーク・ライフ・バランスの推進により誰もが安心して働ける職場環境の構築に向け通年的に取り組みを実施していきます。

事業場の実施事項(全国労働衛生週間実施要項より抜粋)

各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力し、次の事項を実施する。

■本週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

秋の全国交通安全運動

内閣府は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより交通事故防止の徹底を図ることを目的に運動に取り組むこととしています。

◆運動期間

令和5年9月21日(木)～30日(土)
までの10日間




交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)

◆運動の重点項目(全国)

- ①こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ②夕暮れ時と夜間の交通事故防止
および飲酒運転等の根絶
- ③自転車等のヘルメット着用と
交通ルール遵守の徹底



内閣府「全国交通安全運動リーフレット」より抜粋

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保	
 <p>歩行者も交通ルールを守ろう!</p> <p>歩行者が道路横断中の交通事故が多発しています。横断歩道では必ず止まり、左右の安全を確かめてから渡りましょう。横断中も周囲の状況を確認しましょう。</p> <p>左右を確認しよう!</p>	<p>反射材を活用しよう!</p> <p>地域・家庭で、日頃から通学路や生活道路等の安全を確かめましょう。 夕暮れ時や夜間の時間帯には反射材を身に付けて、自分の存在をアピールしましょう。</p>
夕暮れ時と夜間の交通事故防止および飲酒運転等の根絶	
 <p>横断歩道は歩行者優先!</p> <p>夕暮れ時は早めのライト点灯を!</p> <p>横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転をしましょう。また、秋になると日没時間が早まります。夕暮れ時は早めのライト点灯を心掛けましょう。</p> <p>歩行者を優先しよう! 早めにライトを点灯しよう!</p>	<p>お酒を飲んだら運転しない、妨害運転しない!</p> <p>飲酒運転は極めて悪質・危険な行為です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い気持ちを持ち、飲酒運転を根絶しましょう。また、妨害運転(いわゆるあおり運転)も絶対にやめましょう。</p>  <p>飲酒運転はダメ!</p>
自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底	
<p>自転車も特定小型原動機付自転車もヘルメット着用!</p> <p>自転車のヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて高くなります。自転車を利用するときは、ヘルメットを必ず着用しましょう。また、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に乗るときもヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう。</p>	<p><自転車安全利用5則></p> <ul style="list-style-type: none"> ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③夜間はライト点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用

上記の全国重点項目のほか、地域の運動重点については都道府県が地域の交通事故実態等に即して必要に応じ地域重点項目を定めることとなっております。

みんなで交通ルールを守って事故ゼロにしよう!